

令和6年度第1回（4月）宇検村農業委員会定例総会 議事録

日 時 令和6年4月25日（木）午前9時から

場 所 活性化センター「結いの館」

出席した委員 6名

1. 渡委員
2. 保池委員
3. 坂井委員
4. 時田委員
6. 森委員
8. 石原委員

欠席した委員 2名

5. 前田委員
7. 重野委員

出席した職員

推進員2名（新元、杉浦）、事務局3名（産業振興課 柳、古島、桑野）

議事概要

- | | |
|--------------|---|
| 1 議長選出 | 委員8 石原会長を議長に選出 |
| 2 議事録署名委員の選出 | 委員1・委員2を指名 |
| 3 会期の決定 | 令和6年4月25日(木)の1日間に決定 |
| 4 諸般の報告 | 会長によるそば畑確認の報告 |
| 5 協議事項 | 議案第1号 農地法第3条について（可決） |
| 6 その他 | (1) 令和5年度互助会費決算・活動報告について
(2) 令和6年度互助会予算案・活動計画について
(3) 宇検村小規模ハウス導入事業について（周知） |

議事詳細

4 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局より申請資料の朗読と説明を行った。質疑応答の後、全会一致で可決した。

○事務局 譲渡人が○さん、譲受人が△さん、これにつきましては所有権の移転ということになります。申請者は資料1番に書いた通り。許可を受けようとする土地の所在地は△△地区××番、現況では畑、面積は36㎡。続いて×○番、現況は畑、面積は13㎡。同じく○△番、現況は畑、面積は211㎡。通常は公図で3筆を分かれた区画で示しますが、今回については、地籍調査が入ったところではあるがはっきりとした境界が不明で決まらなかったということで、5筆がまとまった形で、筆界未定で記載されており

ます。農業委員会としてはあくまで土地所有権の移転ということで、これを出したことにより土地の境界が決まるという話ではありません。あくまでも○さんから△さんに土地の所有権を移したいとのことで、公図的にははっきりわかっていないが今回は申請であげています。地図の前のページになりますが、隣接農地同意書を取っています。隣同士の畑の持ち主で、今回の所有権移転に問題が起こらないようにするという形での同意書になっています。これで境界が決まったことを認めたという話ではありません。公図ではっきり決まっていない場所の所有権の移転につきまして、奄美市ではこういう手法で行っているということでしたので、今回宇検村でも同じ形としました。皆様のご審議をお願いします。

- 議 長 只今の報告のとおり、議案第1号について、これより質疑に入ります。
- 事務局 委員6と一緒に現地に行って写真もありますが、赤線で囲った部分が△さんが現在使っている畑の部分。小さなコンクリートの部分で囲まれている場所です。境界に関しては本人同士でしっかりと話をして、登記をする際には出てくるかと思えます。特に農業委員さんに迷惑をかけることがないように同意書を取っています。
- 議 長 同意書の■■■、□□は隣接している土地、中の区域内については字図で対応となります。皆さんのほうから何かありますか。
- 事務局 登記関係につきましても今年からしっかりやらないといけないというのが始まりましたが、そういうことも併せて次の世代に土地を託していくとか、実際に使う方が受け継いでやれるような体制をするためには大事だと思います。今回の筆界認定で難しい感じでありましたが、本人同士でしっかりと境界を決めていただいて登記をしてもらえれば、持続的に農業を営めるような形になるのではないかと思います。できるだけ宇検村にいる方でやっていただければよろしいのかなと思うところです。
- 委員1 基盤整備はなっていないところか。
- 議 長 昔からの畑。まわりは地籍が入って確定しているが、この中だけ確定していない。多分、字図対応でやっていくと思います。
- 委員1 問題があって、もめるところもあると思う。
- 議 長 これは話し合いがされている部分。
- 委員6 有志の立ち合いをしてもらっています。
- 事務局 境界は新たに本人同士で話し合いをして決めるのではないと思う。
- 委員1 今年から宅地は名義変更がされていなかったら10万円と聞いた。
- 事務局 親が亡くなったりした場合に登記変更をしますが、昔はそのまま祖父

祖母の世代のままになっている場合がある。2024年の4月からは、相続を受けた土地についてはしっかりと登記を行ってくださいという話です。3年間猶予があり、その間に登記を行わないと10万円の罰金があるという話だと思います。

○議 長 前は家督相続といって長男が相続したことがあった。本当はその時点で登記をすればいいのだが、未登記が多い。相続人が3年以内に登記をしないと罰せられるということになった。

○事務局 来月の定例総会時に相続関係の資料をお持ちして説明したいと思います。農業委員の方は特に農地関係とかそういうのがありますので、聞かれた時には答えられるようにしていただきたいと思います。

○議 長 他に質疑はないですか。

○議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。本案について許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長 全員挙手です。よって本案は許可することに決定いたしました。

5 その他

(1) 令和5年度互助会費決算報告・活動報告について

事務局より、資料をもとに令和5年度の報告があり、全会一致で承認された。

(2) 令和6年度互助会予算案・活動計画について

事務局より、資料の説明があり、全会一致で承認された。

(3) 宇検村小規模ハウス導入事業について

事務局より、宇検村の補助事業について周知の依頼があった。

以上をもって令和6年度第1回定例総会を閉会した。